

# 選挙のギモン? お役立ちQ&A



## Q 小さい子どもを連れて行っても大丈夫?

A 投票に影響のない限り、18歳未満の子どもであれば、投票所に一緒に入ることができます。

## Q 投票所入場券をなくしてしまった…

A 期日前投票・投票日のどちらも投票所入場券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。  
受付係員にお申し出ください。

## Q 病院や施設に入院・入所中の人はどうすればいいの?

A 不在者投票指定施設の病院や施設であれば不在者投票制度を使って投票できますので、入院・入所中の施設にお問い合わせください。

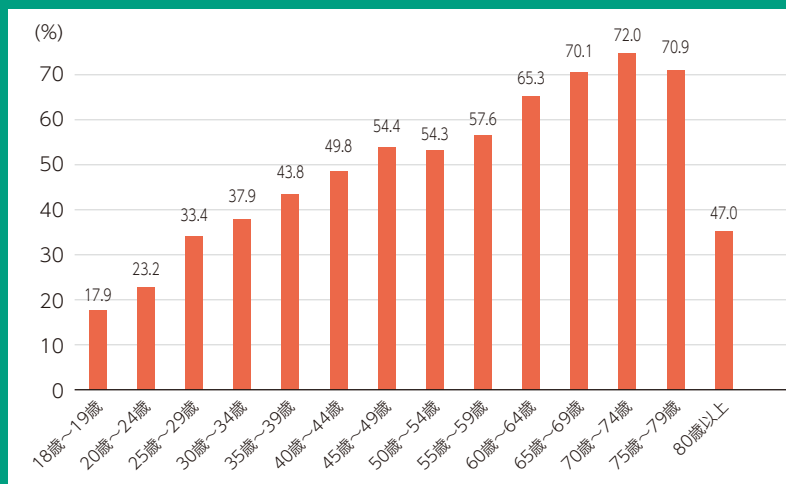
## Q 引っ越しをしたばかり…どこで投票できるの?

A 転入先で転入届を提出後、3か月以上居住し続けければ転入先の市区町村の選挙人名簿に登録され投票ができるようになります。それまでの間は、選挙の種類によって投票できる場合があります。  
なお、市区町村選挙の場合は、異なる市区町村へ引っ越しされた場合は投票ができません。

**選挙当日、投票所に行くことができない人は、期日前・不在者投票を利用しましょう!**

## 若い世代の投票率低くない?

18歳から24歳の投票率は、ほかの世代より大変低くなっています。  
若い世代の声をもっと政治に反映していきましょう!



令和5年5月28日執行の島原市議会議員一般選挙の世代別投票率

# 12月17日に任期満了を迎える 島原市長選挙

告示日：11月24日(日)

当日の投票時間が短くなっています!

投票日

12月1日(日) 7時~18時

選挙当日に、仕事や旅行などの都合により投票ができない人は  
**期日前投票所で投票ができます。**

期日前投票期間		11月25日(月)~11月30日(土)
投票所・時間	島原市役所 会議室1A(1階) (上の町537番地)	8時30分~20時
	有明庁舎 相談室(1階) (有明町大三東戊1327番地)	
	イオン島原店 (弁天町一丁目7080番地1)	10時~20時

※期日前投票は投票区に関係なく、上記3か所で投票できます。

### 不在者投票

選挙期間中に他の市町村に滞在している場合は、滞在先の市町村で不在者投票ができます。

また、県選挙管理委員会が指定している病院、老人ホームなどに入院、入所中の場合は、その施設で投票することができます。どちらも事前に申請が必要です。

※詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

特集

あなたの一票で  
島原の未来が変えられる

選挙は、私たちの暮らしや願いを政治に反映させる大切な機会です。私たちの生活や島原市をよりよくしていくためにあなたの一票を届けましょう!